

災害時の緊急物資の備蓄物流に係る新たな指針の策定について

これまでの指針（「地震災害対策のための備蓄基本指針」。阪神・淡路大震災を受け、平成11年策定）

○市町村における物資の備蓄、調達 / ○県における物資の備蓄、調達 / ○住民等への啓発

【新指針策定の必要性等】

- ◎ 旧指針策定から10年以上が経過
- ◎ 被害想定の見直しによる想定避難者の増加への対応
元禄地震（48万人） → 東京湾北部地震（146万人）
- ◎ 阪神・淡路大震災以降に経験した大規模災害の教訓への対応
新潟県中越地震（H16）・東日本大震災（H23）

【新指針検討に際しての留意点等】

- 東京を中心に首都圏全域に被害が及ぶことを想定
- 家庭等における備蓄意識のさらなる醸成
- 市町村の行政機能の麻痺・低下
- 災害対応職員への食料の提供
- 帰宅困難者等に対する支援
- 民間物流事業者と連携した物流体制の構築

【新指針の策定検討・意見交換等】

- 千葉県備蓄・物流基本指針検討会
市民防災研究所 池上理事
流通経済大学 林教授
市町村（千葉・市川・船橋・習志野）
県（防災危機管理部） で構成
3/14 基本指針（試案）提示、意見交換
5/31 基本指針（素案）提示、意見交換
- 市町村との意見交換会
6/7～14のうち4日間（4会場）
- パブリックコメント（6/15～7/13）

新指針【災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針】

● 備蓄等に係る基本的な考え方

＝災害発生から3日間程度は、被災地外からの支援が行き届かないことなどが想定され、被災地域内での自立的な供給体制が必要

- ◇ 自助・共助による備蓄（家庭・事業所・自主防災組織）
水や食料など、必要な物資の3日分以上の備蓄に努める
- ◇ 公助による備蓄、調達
 - ・市町村における備蓄、調達
自助・共助の補完を目的とした備蓄・調達体制
地域特性に配慮した計画的な備蓄の推進、災害時要援護者や女性に対する配慮、災害対応職員用の備蓄の推進
避難所などへの分散備蓄の推進
 - ・県における備蓄、調達
市町村の補完を目的とした備蓄・調達体制
計画的な備蓄の推進、プッシュ型支援の検討、災害時要援護者や女性に対する配慮、災害対応職員用の備蓄の推進
 - ・帰宅困難者等支援に係る物資備蓄の考え方
県及び市町村における所管施設等の一時滞在施設の指定、必要な物資の備蓄の推進

● 物流に係る基本的な考え方

＝備蓄・調達物資や被災地外からの支援物資等を被災地に円滑に供給するための物流体制の構築が必要
（物資集積拠点における円滑な入出庫・在庫管理、同拠点や備蓄拠点等からの輸送体制の確保）

- ◇ 備蓄物資の物流体制
備蓄拠点からの搬出に必要な人員の確保、民間物流事業者の協力による輸送体制の構築
- ◇ 調達による物資の物流体制
協定先企業等が輸送手段を確保できない場合を想定した民間物流事業者の協力による輸送体制の構築
- ◇ 物資集積拠点の活用による支援物資の物流体制
国・他県等から大量に供給される支援物資の受入れのための拠点として物資集積拠点を設置し、官民連携による物資の入出庫・在庫管理、輸送体制を構築する。
 - ・物資集積拠点の選定と民間物流事業者との連携
災害の状況に応じ、民間物流倉庫・県有施設等から物資集積拠点を選定。拠点運営に係る民間倉庫業者等の協力。
 - ・輸送手段の確保と民間物流事業者との連携
民間輸送業者の大型貨物自動車等の確保・配車調整等の協力。
 - ・県災害対策本部への物流専門家の派遣
 - ・民間物流事業者団体との協定等の締結の推進

備蓄計画

（反映）

物流計画